

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 10 章 キャッシュ・フロー計算書の様式

10-1 利益とキャッシュ・フロー

10-1-6 キャッシュの範囲 (承前)

病院会計準則では次のように定めている。

【病院会計準則】

第 5 章 キャッシュ・フロー計算書原則

第 42 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、現金及び要求払預金並びに現金同等物とする。

キャッシュ・フロー計算書注解

(注 25) 要求払預金について

要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金及びこれらの預金に相当する郵便貯金が含まれる。

(注 26) 現金同等物について

現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資であり、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が三ヶ月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる。

キャッシュ・フローとは、キャッシュとフローに分けて考えるとわかりやすいであろう。キャッシュとは、銀行の現金を引き出すためのキャッシュカードのように、一般的には手許にある現金をさす。一方、フローという言葉は、動きという意味である。したがって、キャッシュ・フローとは、現金の動きということになる。そして、次のような定義式で表される。

$$\text{キャッシュ・フロー} = \text{収入} - \text{支出}$$

ちなみに、収入をキャッシュ・インフロー、支出をキャッシュ・アウトフローという。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

2024年度スタート
新たな医療計画・介護保険事業(支援)

2024年度から医療計画・介護保険事業(支援)計画が新しくスタートします。厚生労働省は再スタートに当たり、医療療養病床を有する医療機関に向けて、「今後の転換、移行などの予定」の報告を求めました。(5月1日に事務連絡「第8次医療計画及び第9期介護保険事業(支援)計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関からの転換意向の把握について」)

これは、今年度末に「医療療養のうち経過措置型(20対1看護・介護を満たさない)の設置根拠が切れる」「介護療養病床については2023年度末で設置期限が切れる」こととなり、これらは「20対1看護・介護を満たす医療療養」や「地域包括ケア病棟」、「介護医療院」、「老人保健施設」などへの転換・移行を行うことが求められるからです。

実際の計画を作成する都道府県に必要な情報です。医療計画・介護保険事業(支援)計画を立てるに当たっては、これらが「どの種類の施設に、いつ、どの程度、転換・移行する」のかを各都道府県が把握しておく必要があります。なかでも医療療養病床から介護医療院への転換は、医療保険から介護保険への移動ですので、介護保険サービスの増加に直決し、当然ですが介護保険の支出の増加に繋がります。

- 具体的には、本年(2023年)4月1日医時点で、
- ▼療養病棟入院料1(20対1看護・介護配置、医療区分2・3の入院患者が8割以上)
 - ▼療養病棟入院料2(20対1看護・介護配置、医療区分2・3の入院患者が5割以上)
 - ▼療養病棟入院基本料の経過措置「注11」に規定される点数(25対1看護・介護)
 - ▼療養病棟入院基本料の特別入院基本料
 - ▼有床診療所療養病床入院基本料-を算定する病床を持つ医療機関について、それぞれ「2023年4月1日」「2024年4月1日」「25年4月1日」「26年4月1日」「27年4月1日」の各予定病床数を調査します。